

序章

1. 計画作成の背景と目的

(1) 背景

島田市は、市域の中央部を大井川が南北に流れ、東海道が東西に横切り、さらに南部には牧之原の大茶園が広がります。東海道がもたらす東西の文化が積み重なり、有形・無形の多くの文化財を島田市は継承してきました。

現在、我が国の社会全体で問題になっている大都市圏への人口流出・少子高齢化、価値観の多様化に伴い地域への愛着、連帯感が希薄化している現状は、本市においても例外ではありません。その結果として、文化財を継承する担い手が不足し、これに起因する文化財の滅失や散逸が危惧されています。

一方で、近年においてはまちづくりを進めるうえで、地域の文化財を掘り起こし、活用する機運も高まっています。

(2) 目的

島田市文化財保存活用地域計画（以下、「地域計画」という。）は、島田市総合計画（（以下、「総合計画」という。）を最上位計画とし、島田市文化芸術推進計画が施策で示す、「自然と文化が織りなす地域資源の再評価、認識、活用」、「大井川が育んだ地域の文化・習慣等の保存と継承」、「郷土への愛着や誇りの形成」を推進し実現させるものです。

「地域計画」では、総合計画に即した中長期の計画を作成し、現在の課題に対する方針、事業を明文化します。

2. 計画期間

地域計画の計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とします。計画の進捗管理については、毎年点検を実施して島田市文化財保護審議会に報告します。また、計画期間の前期終了（令和 12（2030））年度及び最終年度の前年（令和 16（2034））に検証を行い、本市を取り巻く社会情勢、法令改正、国・県の施策及び文化財の現状を考慮しながら、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

さらに、第 3 次総合計画は令和 8（2026）年度から令和 15（2033）年度までの 8 年間としており、今回の地域計画の進捗状況や事業点検を踏まえたうえで、第 4 次総合計画の策定に反映します。また、第 2 次地域計画の作成については検証結果、島田市文化財保存活用地域計画協議会及び島田市文化財保護審議会における協議を踏まえ、第 4 次総合計画に即して令和 17（2035）年度に作成します。

なお、軽微な変更があった場合は、当該変更内容を文化庁及び県に情報提供します。ただし、以下の場合には文化庁長官の認定を受けるものとします。

1. 計画期間の変更が必要となる場合
2. 市の区域内に存在する文化財の保存に影響を及ぼす恐れがある変更が生じた場合
3. 地域計画の実施に支障が生じる恐れがある変更が発生した場合

3. 本計画の位置付け

(1) 文化財保護法と文化財保存活用地域計画

本計画は、平成 31（2019）年に改正された文化財保護法に基づく計画で、本市の上位計画である『島田市総合計画』との整合性を図りつつ、本市における文化財の保存・活用に関する基本方針を示すマスタープラン及び、計画期間中に実施する具体的な事業を記載するアクションプランとして作成するものです。また、市のまちづくり、観光、教育などの様々な関連分野の計画と連携を図りながら、各種事業を展開・推進します。

(2) 静岡県文化財保存活用大綱との整合性

令和 4 年 3 月に静岡県が定めた「静岡県文化財保存活用大綱」は、静岡県における文化財の保存と活用を示したものです。本市の目指すべき文化財の保存と活用を推進するため、静岡県の目指す基本理念「美しいふじのくにを県民総がかりで守り、誰もが親しみながら、未来へつなぐ」を勘案しました。

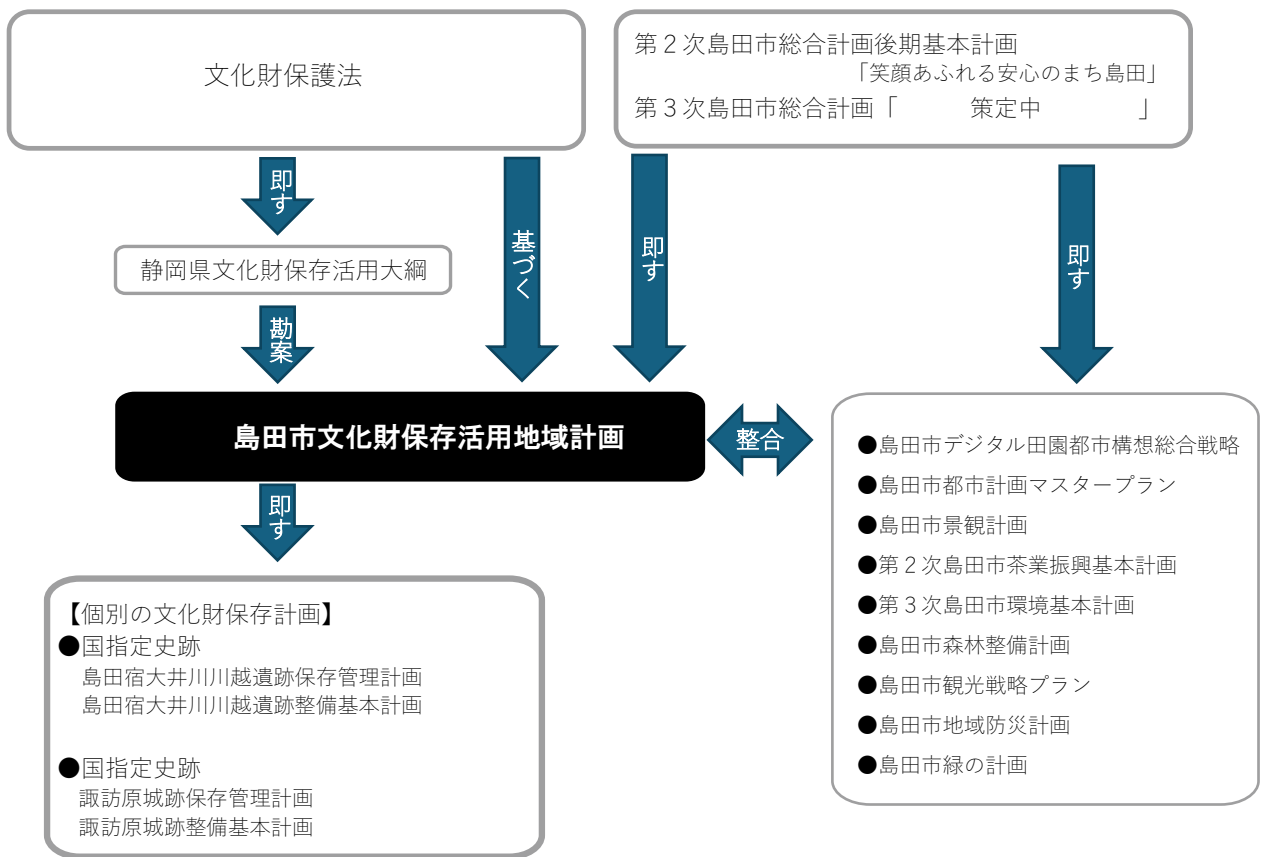


図1 島田市文化財保存活用地域計画の位置付け

（３）市の上位計画との整合性

本計画は、先に述べたように文化財保護法に基づいて、文化財の保存・活用に関する分野別計画として作成したものです。作成にあたり、本市のまちづくりの指針であり上位計画である第２次島田市総合計画との整合性を図り作成しました。

【第２次島田市総合計画後期基本計画】 策定：令和４（２０２２）年３月

◎笑顔あふれる安心のまち島田

期間 令和４（２０２２）年度から令和７（２０２５）年度

概要 本計画の上位計画である「第２次島田市総合計画」は、継続性をもった基礎的考え方を定め、市民一人ひとりが意識をもって取り組むまちづくりの共通の指針となるものであり、ここにしかない「個性」を大切に、どこよりも「元気」に、ともに支え合い「協働」して、という３つの理念の実践をもとに将来像「笑顔あふれる安心のまち島田」の実現を目的にしています。そのため、「市民」、「事業者」、「行政」がともに力を合わせてまちづくりに取り組むように、７つの分野別の方向性を示しています。このうち文化財に関連する諸施策は以下のとおりです。

政策分野５ 歴史文化がかがやく人が集まるまちづくり

５－１ 「培われた歴史・文化で地域への理解と愛着を深める」

施策１．歴史資源を守り、活用を進めます
本市固有の財産である文化財をしっかりと保存・継承していきます。 しまだしゅくおおいがわ 島田宿大井川 かわごしいせき 川越遺跡、 すわはらじょうあと 諏訪原城跡、 ほうらいばし 蓬莱橋といった由緒ある文化財を活かした魅力あふれるまちづくりを進め、国内外の人々に本市の歴史を情報発信していきます。
施策２．歴史に触れる機会を創出します
歴史・文化を伝えていく重要な役割を担う博物館をはじめ、本市の歴史を学ぶ「場づくり」、「機会づくり」を充実させ、地域への愛着を醸成します。
施策３．文化や芸術に親しむ機会を充実します
文化・芸術活動への市民の参加を促すとともに、島田の文化を引き継ぐ人材の育成に力を入れていきます。

（４）関連計画

本市における施策を示した各種計画の中には、本計画に関連する計画があり、「図１ 島田市文化財保存活用地域計画の位置付け」で示した計画と、整合性を図ります。

【島田市デジタル田園都市構想総合戦略】改訂：令和６（２０２４）年３月

◎活力ある持続可能なまちづくり

期間 令和6（2024）年度から令和9（2027）年度

概要 総合戦略は、人口減少を克服するとともに当面の人口減少に適応していく2つの視点に立ち、総合計画から人口減少・少子高齢化などの社会課題解決に係る地方創生の施策をとりまとめ策定したものです。本市の持つ特性・魅力を生かした独自性のある戦略・施策を強力に推進・展開するとともに、SDGsの理念「誰一人取り残さない」社会の実現に貢献するため、「SDGsの実現などの持続可能なまちづくり」を横断的な考え方として位置付けました。

【島田市文化芸術推進計画】 策定：令和2（2020）年3月

◎大井川の恵みが育む文化芸術を紡ぎ、誰もが心豊かになれるまち『しまだ』

期間 令和2（2020）年度から令和8（2026）年度

概要 島田市民だけでなく、ここで働く人、学ぶ人、訪れる人等、島田市に関わるすべての人や団体、事業者等が各々の立場で島田の芸術に触れ、高め合うことで新たな価値を創造する好循環を生み出すだけでなく、その力を地域課題への対応に結びつけ、誰もが心豊かで幸せを実感できる、活力ある都市を目指します。

施策の柱

1.誰もが参加できる環境づくり	6.大井川を核とした地域固有の文化の活用と創出
①発展を続ける文化芸術活動への支援 ②誰もが多様な文化芸術を楽しむ環境の整備 ③人が集う芸術活動の場の創出	①地域資源とその背景にあるストーリーの継続的発掘 ②交流を促進させる文化芸術の活用方法の構築 ③茶文化の発展と新たな文化芸術の創造
2.にぎわいを創出する人材の育成・確保・活用	7.郷土への愛着や誇りの形成
①大井川の歴史が育む文化芸術を牽引する人材の育成・確保 ②高い受容性を活かした人材活用の仕組みの充実	①市民総がかりで取り組む島田の教育との協働 ②自然と文化が織りなす地域資源の再評価、認識、活用
3.異文化・多世代交流の促進	8.領域を超えた柔軟な連携
①多様な人々が出会う機会の創出 ②地域の寛容さが培った交流の促進 ③文化芸術活動と関連分野の連携による交流の促進	①産業により創造・継承される文化芸術の活用 ②文化芸術活動への支援体制の充実 ③文化芸術活動団体とイベントをつなげ、交流を促進させる仕組みづくり
4.人をつなぐための情報の整理と発信の強化	9.地域課題へのアプローチ
①情報の整理と多面的な情報発信 ②マーケティング的思考に基づく効果的な情報の発信	①人と人をつなげる文化芸術活動の促進 ②景観や歴史的資源、人を活かした文化芸術活動のあり方の研究支援 ③他分野との連携による物事の新しい捉え方の創出
5.大井川が育んだ地域の文化・習慣等の保存と継承	
①大井川の恵みを源泉とした資源の調査と保存 ②祭りや伝統芸能等の担い手の育成・確保	

【島田市都市計画マスタープラン】改訂：令和 2（2020）年 3 月

期間 令和 2（2020）年から令和 22（2040）年

概要 計画では都市づくりの視点及び社会の潮流を踏まえ、都市づくりの 5 つの視点を定めています。1. 暮らしやすい都市づくり、2. 安心安全なまちづくり、3. 活力ある都市づくり、4. 魅力ある都市づくり、5. 環境と調和したまちづくりです。4 では、地域資源をつなぎ磨き上げることで来訪者の増加を図り、地域の活性化を図ることの必要性を掲げました。

【島田市景観計画】策定：平成 25（2013）年 8 月（令和 5 年 4 月一部改訂）

◎伝統と創造を大井川の豊かな水と緑が育む笑顔あふれるまち

概要 地域の状況を踏まえ、市内の景観特性を 5 つに分類し、それぞれの方針を示しています。その中で景観特性の一つとして「歴史を感じる景観」を挙げています。この景観形成の方針では、歴史資源の魅力を最大限に引き出すことを目指し、本市の主要な歴史資源をまちの個性として保全します。そして、その歴史的景観や歴史的イメージを活かし、周辺のまち並みと調和させながら魅力を引き立てる景観形成を進めていきます。

【第 2 次島田市茶業振興基本計画】策定：平成 30（2018）年 3 月

◎お茶はくらしと産業の柱

期間 平成 30（2018）年度から令和 7（2025）年度

概要 第 2 次島田市茶業振興基本計画では、激しく変化する環境に対応し、島田市の茶業が活力ある日本一の茶産地として、持続的に維持・発展し、生産者が安定的に茶の生産を行うことができるよう、「稼ぐ茶業」をめざしています。

島田市緑茶化計画の推進

2015 年 11 月に発表した、シティプロモーション「島田市緑茶化計画」を全国に発信するとともに、市内小学生や若い世代に茶文化の継承を図ります。

【第 3 次島田市環境基本計画】策定：令和 5（2023）年 3 月

◎大井川が育む豊かな自然と暮らしを紡ぐ循環共生都市しまだ

期間 令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度

概要 島田市は、大井川をはじめとした水と緑の自然豊かなまちであり、自然の恵みはお茶などの産業の賑わいをもたらすとともに、街道の文化の形成、人々の温かな繋がりなどを育み、市民の暮らしを紡いできました。私たちは、豊かな自然と暮らしを持続可能なものにするため、炭素の排出を抑える「ゼロカーボンシティ」の実現を目指しています。

【島田市森林整備計画】策定：令和 7（2025）年 4 月

期間 令和 7（2025）年度から令和 17（2035）年度

概要 森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨としています。森林機能の望ましい姿の中に文化機能の項目があり、歴史文化の風致について記載しています。

【島田市観光戦略プラン】策定：令和 3（2021）年 1 月

◎初めて来ても懐かしく、何度来ても新しい島田

期間 令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度

概要 培われた歴史や文化、豊かな自然を未来に繋ぐとともに、地域資源に新たな価値を付加することで地域ならではの魅力を磨き、ファンの獲得を図ります。川越遺跡・蓬萊橋エリアの歴史・文化を守り活用するエリアとして、地域資源を活用したコンテンツの造成や磨き上げを行います。

【島田市地域防災計画】改訂：令和 6（2024）年 3 月

期間 令和 3（2021）年度から令和 6（2024）年度

概要 文化財建築物、文化財所蔵施設及び彫刻、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という。）の文化財所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるべく必要な対策を講じるものとします。

地震対策編

文化財等の耐震対策

- （１）文化財等の耐震措置の実施
- （２）安全な公開方法、避難方法の設定
- （３）南海トラフ地震臨時情報等発表時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
- （４）地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
- （５）文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
- （６）地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

【島田市緑の基本計画】策定：令和 6（2024）年 4 月

期間 令和 6（2024）年度から令和 22（2040）年度

概要 市を特徴づける緑地の保全を基本方針とし、社寺林・天然記念物、遺跡の構成要素に含まれる緑地の適切な維持管理を推進します。

(5) 個別計画

本市では国史跡の諏訪原城跡と島田宿大井川川越遺跡の下記の個別計画に基づき、整備を進めています。

番号	名 称	概 要
1	諏訪原城跡保存管理計画 平成 5 (1993) 年 3 月	本計画は、城跡の保存・管理と将来実施されていく整備及び活用の基本方針を定めたものです。
2	諏訪原城跡整備基本計画 平成 23 (2011) 年 3 月	本計画は、地域の歴史と文化を後世に正しく継承することを目的とし、国史跡としての特徴を活かした環境整備を進めるものです。また、富士山静岡空港の近隣に位置する史跡として、多くの来訪者を迎え入れることができる地域と一体化したまちづくりを目指します。
3	島田宿大井川川越遺跡保存管理計画 平成 27 (2015) 年 3 月	本計画は、江戸時代到大井川で行われた川越しの歴史を物語る島田宿大井川川越遺跡について保存管理の方針と方法を定めたものです。
4	島田宿大井川川越遺跡整備基本計画 令和 2 (2020) 年 7 月	本計画は、島田宿大井川川越遺跡の持続可能な遺跡の保存と活用を目指す整備計画です。

(6) S D G s (持続可能な開発目標) への対応

S D G s とは、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲載された、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指すために、17 のゴール、169 のターゲットから構成されている世界共通の目標です。第 2 次島田市総合計画後期基本計画においても全市的に取り組むべきものとしており、島田市文化財保存活用地域計画では、以下の目標を関連づけた取り組みを実施します。(※ターゲットから該当部分を一部抜粋)

GOALS	TARGET	持続可能な文化財の保存・活用のための取組
質の高い教育をみんなに 	4.7 文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	文化の持続可能な開発を促進するため、島田市の文化財の保存・活用に取り組み、歴史文化を学習する機会を提供します。
住み続けられるまちづくりを 	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	持続可能な文化財の保護・保全のため、その保存・活用に計画的に取り組めます。
パートナーシップで目標を達成しよう 	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	文化財の次世代へ継承する目標に向けて、多様な個人・団体とパートナーシップを図る体制を構築します。

4. 対象とする文化財

本計画における「文化財」とは、文化財保護法第2条で定める「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」の6類型を基本とし、これについては指定・未指定を問わず対象とする。さらに、同法で保存の対象としている「埋蔵文化財」や「文化財の保存技術」のほか、「その他（伝承・地名）」も含めたものを「文化財」と呼びます。

表1 文化財の類型

類型		
有形文化財	建造物	
	美術工芸品	絵画
		彫刻
		工芸品
		書跡・典籍
		古文書
		考古資料
		歴史資料
無形文化財（演劇、音楽、工芸技術等）		
民俗文化財	有形の民俗文化財（無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等）	
	無形の民俗文化財（衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術）	
記念物	遺跡（古墳、城跡、旧宅等）	
	名勝地（庭園、橋梁、峡谷、山岳等）	
	動物・植物・地質鉱物	
文化的景観（地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地）		
伝統的建造物群（宿場町、農村等）		
埋蔵文化財（土地に埋蔵されている文化財）		
文化財の保存技術（文化財の保存に必要な材料や用具の生産、修理・修復の技術等）		
その他（伝承・地名）		